

# 家電リサイクル法対象品目の処分方法

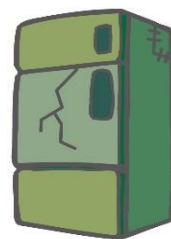
## ●家電リサイクル法対象品目



・テレビ  
(ブラウン管・液晶・プラズマ)



・エアコン



・冷蔵庫  
・冷凍庫



・洗濯機  
・衣類乾燥機

※上記の家電は家電リサイクル法に基づき、粗大ごみとして出すことはできません。

## ●対象家電の処分方法

### 1. 購入店に引き取ってもらう。

家電を購入した店または、新しく購入し買い替えを行う店に依頼できます。

### 2. 販売店に引き取ってもらう。

お近くの家電販売店にご相談ください。

### 3. 個人で指定取引場所へ持ち込む。

お近くの郵便局の窓口で郵便局券を受取り、その郵便局券を使用して、リサイクル料金を振り込み、対象家電と一緒に指定取引場所に持ち込んでください。

※品目（一部の品目は容量の確認が必要）とメーカー名（製造会社名）でリサイクル料金（税込）が異なります。

※正しいメーカー名（製造会社名）で手続きをしてください。

### 指定引取場所

・西鉄運輸（株） 福岡支店 (☎ 092-626-8622)  
糟屋郡志免町別府北1-2-8

・久留米運輸（株） 福岡支店 (☎ 092-611-2151)  
糟屋郡粕屋町大字仲原2675

※取りに来てもらう場合は、別途料金がかかります。

詳しくは一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター

(☎ 0120-319640) へお問い合わせください。